

日出町中小企業等経営支援利子補給金

日出町中小企業等経営支援利子補給金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響により、既往債務の返済条件変更の承認を受けた事業者に対して利子補給をする取組みです。



どのような内容の事業なの？



新型コロナウイルス感染症の影響によって**経営状態が悪化**した、または**今後悪化するおそれがある**町内事業者が、金融機関等から既往債務の条件変更（返済の猶予、返済額の減額の場合に限る）の承認を受けた場合に、承認後6か月の利子を補助金として交付する制度です。（補助上限額 **10万円**）

どのような事業者が対象になるの？

本事業は下記の**条件をすべて満たす**事業者が対象になります。

- ・町内に本店のある事業者（第一次産業従事者、個人事業者を含む）
- ・今後も事業活動を行う意思のある事業者
- ・令和2年3月1日前に金融機関から受けた融資について、新型コロナウイルス感染症の影響により、同日以降に金融機関から既往融資にかかる返済条件変更の承認を受けた事業者（この補助金の交付だけを目的として受けた返済条件変更を除きます）
- ・売上高が前年同月比等で5%以上減少した事業者



申請に必要な手続きは？

申請に必要な書類、提出期限など詳しい内容は**裏面**をご確認ください。

ご不明な点は下記へお問い合わせください

日出町商工観光課 0977-73-3158

日出町農林水産課 0977-73-3127

申請には書類の提出が必要です

- ・ 日出町中小企業等経営支援利子補給金交付申請（実績報告）書 ※両面印刷
- ・ 履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届や確定申告書の写し）
- ・ 金融機関が発行する返済条件変更に係る書類（契約書等の写し）
※上記がない場合、既往債務の返済条件変更を承認した融資であることの証明書
- ・ 交付対象期間に係る利息支払額証明書
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による売上高減少5%以上の申告書
- ・ 上記売上高が確認できるもの
- ・ 日出町中小企業等経営支援利子補給金交付請求書

これらの様式は日出町ホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.town.hiji.lg.jp/page/r0205-syoukou-risihokyuu.html>)

提出期限、提出先にお気を付けてください

提出期限は金融機関から条件変更の承認を受けて **6か月目の利子の支払いが完了した日** から **2か月以内** です。

書類が揃ったら **日出町商工観光課へ提出** してください。

その他の注意点

- ・ 日出町中小企業等事業活動維持支援補助金の申請をしている事業者はこの制度は利用できません。
- ・ 申請は一事業者につき1回です。



ご不明な点は下記へお問い合わせください

日出町商工観光課 0977-73-3158
日出町農林水産課 0977-73-3127